

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 66 号

函館アリーナ条例の一部改正について

函館アリーナ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館アリーナ条例の一部を改正する条例

函館アリーナ条例（昭和 49 年函館市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「および駐車場」を「，附属設備および備付物件ならびに駐車場」に改め，同条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改め，同条中第 4 項を第 5 項とし，第 3 項を第 4 項とし，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に定めるもののほか，指定管理者は，回数券，期間券その他アリーナの利用の促進に資すると市長が認めるものに係る利用料金の額を，あらかじめ市長の承認を受けて定めることができる。

別表第 1 専用使用利用料金の表備考に次の 1 項を加える。

6 指定管理者は，この表に規定する区分または時間区分について，当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより，当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

別表第 2 個人使用利用料金の 1 の表備考に次の 1 項を加える。

4 指定管理者は，この表に規定する区分または時間区分について，当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより，当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

別表第 2 個人使用利用料金の 2 の表備考に次の 2 項を加える。

- 4 2 時間につきとは、使用の開始から引き続いた使用が終了するまでの 2 時間を限度とした 1 回の使用の単位をいう。
- 5 指定管理者は、この表に規定する区分または単位について、当該区分または単位により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または単位と異なる区分または単位を設けることができる。

別表第 3 備考に次の 1 項を加える。

- 6 指定管理者は、この表に規定する使用者の区分について、当該使用者の区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該使用者の区分と異なる区分を設けることができる。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

### 別表第 3（第 6 条関係）

#### 附属設備等利用料金

区 分	単 位	金 額
移動ステージ	1 式	2,000円
サスペンションライト（メインアリーナ）	1 列	1,000円
シーリングライト（メインアリーナ）	1 列	1,000円
多目的大型得点盤（メインアリーナ，サブアリーナ，武道館）	1 組	2,500円
コンセント	1 個	180円

#### 備 考

- 1 上表の規定による利用料金の額は、別表第 1 に規定する時間区分のうち、午前、午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間 1 時

間までごとに、上表の規定による利用料金の額の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。

- 3 指定管理者は、この表に規定する単位について、当該単位により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該単位と異なる単位を設けることができる。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

利用料金に附属設備および備付物件の使用に係る料金を加え、ならびに指定管理者が回数券、期間券等の利用料金の額を定めることを可能とする規定の整備等をするため